

西区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成26年6月末現在)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市保育ママ事業所 設置運営業務	その他	社会福祉法人みお つくし福祉会	15,278,912円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G2	—
2	大阪市保育ママ事業所 設置運営業務	その他	NPO法人あそびの お部屋シュッポッポ	5,687,160円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G2	—
3	大阪市保育ママ事業所 設置運営業務	その他	保育ママ ちよぎ 保育園	14,154,720円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G2	—
4	大阪市小規模保育施設 運営業務	その他	大洋薬品大阪販売 株式会社	19,767,960円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G2	—
5	大阪市小規模保育施設 運営業務	その他	はなぞの保育園	24,282,600円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G2	—
6	子育て支援拠点事業	その他	NPO法人あそびの お部屋シュッポッポ	4,773,000円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	—
7	西区地域福祉見守り活 動応援事業	その他	大阪市西区社会福 祉協議会	9,318,728円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	—
8	平成26年度西区コミュ ニティ育成事業業務委 託	その他	一般社団法人西区 青少年地域福祉協 議会	9,612,656円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	G5	—
9	平成26年度大阪市西区に おける新たな地域コミュ ニティ支援事業業務委託	その他	有限会社ケース	17,744,400円	平成26年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	G5	—

10	西区広報紙企画編集業務	印刷・デザイン	株式会社140B	2,708,640円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
11	「文化・芸術の持つ創造性を活かしたまちづくり事業」企画運営業務	その他	長谷エココミュニティ・E-DESIGNプラットフォームグループ	2,869,020円	平成26年5月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育ママ事業所設置運營業務

2 契約の相手方

社会福祉法人みおつくし福祉会

3 随意契約理由

大阪市保育ママ事業(個人実施型)は、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを生き育てることのできる社会づくりを目指して、保育の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、保育所との連携を図りながら家庭的保育者の居宅等において、少人数の家庭的で温かな環境の中で保育を実施し、もって保育所待機児童の解消を図ることを目的とした事業である。

当事業を実施する家庭的保育者等については、本市が実施する大阪市保育ママ事業基礎研修・認定研修を受講、修了し保育に対する理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していると研修・実習を通じて判断された者であり、かつ大阪市保育ママバンクへ登録を行っている者としている。また、委託料については実施要綱によりその額を定めているところである。

こうした点を踏まえ、本事業の委託者選定については、単に価格による競争入札にはなじむものではないと判断したため、「大阪市保育ママ事業所設置運営実施要綱」第3条第3項により、平成25年4月10日付大西保福第14号で保育室開設承認を行った上記の者を委託者として選定し、委託契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区区役所保健福祉課(子育て支援) (電話番号06-6532-9952)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育ママ事業所設置運營業務

2 契約の相手方

NPO法人あそびのお部屋シュッポッポ

3 随意契約理由

大阪市保育ママ事業(個人実施型)は、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを生き育てることのできる社会づくりを目指して、保育の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、保育所との連携を図りながら家庭的保育者の居宅等において、少人数の家庭的で温かな環境の中で保育を実施し、もって保育所待機児童の解消を図ることを目的とした事業である。

当事業を実施する家庭的保育者等については、本市が実施する大阪市保育ママ事業基礎研修・認定研修を受講、修了し保育に対する理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していると研修・実習を通じて判断された者であり、かつ大阪市保育ママバンクへ登録を行っている者としている。また、委託料については実施要綱によりその額を定めているところである。

こうした点を踏まえ、本事業の委託者選定については、単に価格による競争入札にはなじむものではないと判断したため、「大阪市保育ママ事業所設置運営実施要綱」第3条第3項により、平成24年12月26日付大西保福第218号で保育室開設承認を行った上記の者を委託者として選定し、委託契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区区役所保健福祉課(子育て支援) (電話番号06-6532-9952)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育ママ事業所設置運營業務

2 契約の相手方

保育ママ ちよぎ保育園

3 随意契約理由

大阪市保育ママ事業(個人実施型)は、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを生き育てることのできる社会づくりを目指して、保育の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、保育所との連携を図りながら家庭的保育者の居宅等において、少人数の家庭的で温かな環境の中で保育を実施し、もって保育所待機児童の解消を図ることを目的とした事業である。

当事業を実施する家庭的保育者等については、本市が実施する大阪市保育ママ事業基礎研修・認定研修を受講、修了し保育に対する理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していると研修・実習を通じて判断された者であり、かつ大阪市保育ママバンクへ登録を行っている者としている。また、委託料については実施要綱によりその額を定めているところである。

こうした点を踏まえ、本事業の委託者選定については、単に価格による競争入札にはなじむものではないと判断したため、「大阪市保育ママ事業所設置運営実施要綱」第3条第3項により、平成26年2月27日付大西保福第257号で保育室開設承認を行った上記の者を委託者として選定し、委託契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区区役所保健福祉課(子育て支援) (電話番号06-6532-9952)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市小規模保育事業所設置運營業務

2 契約の相手方

大洋薬品大阪販売株式会社

3 随意契約理由

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行前に「待機児童解消加速化プラン」に基づく施策として、大阪市では平成26年度において、大阪市小規模保育の先行実施を行う予定である。その対象として、既存の保育ママのうち平成26年度大阪市小規模保育の開設要件を満たしている施設であることが条件となり、西区では「保育ママ たいようランド」が先行実施可能施設となった。

大阪市小規模保育事業は保育ママ事業同様、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを生き育てることのできる社会づくりを目指して、保育の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、保育所との連携を図りながら少人数の家庭的で温かな環境の中で保育を実施し、もって保育所待機児童の解消を図ることを目的とした事業である。また、定員は保育ママより増員となり、内容的にも認可保育所に近い状態となることから、西区においても実施可能施設により小規模保育の先行実施を進めていくことが必要であると思われる。

大阪市小規模保育事業所設置運營業務の委託料については実施要綱によりその額を定めているところであり、単に価格による競争入札になじむものではない事業であるため、小規模保育施設の運営を希望し、開設要件を満たしている上記の者を委託者として選定し、委託契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号06-6532-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市小規模保育事業所設置運營業務

2 契約の相手方

はなぞの保育園

3 随意契約理由

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行前に「待機児童解消加速化プラン」に基づく施策として、大阪市では平成26年度において、大阪市小規模保育の先行実施を行う予定である。その対象として、既存の保育ママのうち平成26年度大阪市小規模保育の開設要件を満たしている施設であることが条件となり、西区では「保育ママ はなぞの保育園」が先行実施可能施設となった。

大阪市小規模保育事業は保育ママ事業同様、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを生き育てることのできる社会づくりを目指して、保育の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、保育所との連携を図りながら少人数の家庭的で温かな環境の中で保育を実施し、もって保育所待機児童の解消を図ることを目的とした事業である。また、定員は保育ママより増員となり、内容的にも認可保育所に近い状態となることから、西区においても実施可能施設により小規模保育の先行実施を進めていくことが必要であると思われる。

大阪市小規模保育事業所設置運營業務の委託料については実施要綱によりその額を定めているところであり、単に価格による競争入札になじむものではない事業であるため、小規模保育施設の運営を希望し、開設要件を満たしている上記の者を委託者として選定し、委託契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号06-6532-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

子育て支援拠点事業

2 契約の相手方

NPO法人あそびのお部屋シュッポッポ

3 随意契約理由

西区においてはマンションの建設が進み、人口増加と共に核家族化が急速に進んでいる。家族関係の変化や地域でのコミュニケーション不足から、子育てに不安や悩みを持つ方が気軽に集える場所として、西区の中心的な位置で駅にも近い西区民センター内で子育て支援事業を実施し、子育て支援の充実を図ることを目的とした事業である。

当事業を効果的に実施するには、価格による競争入札ではなく、民間事業者のもつノウハウや創造性を活かし、多様化する子育て層のニーズにあった事業を企画・実施することが可能な事業者を選定する必要があることから、公募型企画競争方式により、事業者の選定を行った。

その結果、子育て支援にかかる十分な実績や事業提案、企画力が評価された上記の者を委託者として選定し、委託契約を結ぶこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号06-6532-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

西区地域福祉見守り活動応援事業

2 契約の相手方

大阪市西区社会福祉協議会

3 随意契約理由

西区においては、平成25年10月1日現在総人口が88,307人で内65歳以上の高齢者が14,050人（高齢化率15.9%）内80歳以上の高齢者は3,849人となっている。また、障がいのある人は3,081人となっている。

区内各地域では高層マンションの建設が続いており高齢者・障がい者の状況がそれぞれの地域においても把握しきれない状況となっている。

地域コミュニティの希薄化がいわれる中、高齢者・障がい者の孤立化を防ぎ地域のつながりをつくっていくために、これまで地域コミュニティにかかわりを持っていなかった人も含めて、見守り対象名簿を整備し、地域福祉見守り活動を展開していける体制作りを行うことを目的とする。

このような事業を委託するため、提案内容や能力、経験が重要となる性質の事業であることから、公募型企画競争方式により請負事業者の選定を行った。

大阪市西区社会福祉協議会は、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、上記団体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区役所保健福祉課（地域福祉） （電話番号06-6532-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

平成26年度西区コミュニティ育成事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 西区青少年地域福祉協議会

3 随意契約理由

本業務は、区におけるコミュニティづくりを推進するため、地域の各種団体と協働し住民主体のコミュニティ活性化のための各種事業を実施するものである。

業務の遂行に当たっては、民間事業者の持つ地域コミュニティ育成に関するノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

選定業者は本業務において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所市民協働課 (電話番号06-6532-9734)

随意契約理由書

1 案件名称

平成26年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

有限会社ケース

3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、地域住民及び形成後の地域活動協議会からの多種多様なニーズに答えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務である。そのため、各地域の実情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者と契約を締結することで、事業目的を達成し、かつ最大限の事業効果を引き出せるものと考え、公募型プロポーザル方式の採用が本市にとって最も有利であると判断し、委託先の選定を行うこととした。

選定業者は、西区における地域活動協議会の形成過程での支援実績を有し、地域の課題や特性をふまえた提案内容であるとともに、本事業終了後の地域の自律運営を視野に入れた提案となっている点について特に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所市民協働課 (電話番号06-6532-9734)

随意契約理由書

1 案件名称

西区広報紙企画編集業務

2 契約の相手方

株式会社140B

3 随意契約理由

広報紙発行事業の目的は、区民の皆さんと区役所を結ぶ情報媒体として、大阪市政・西区政に関する情報を伝えるとともに行事や地域情報の紹介など、区民の皆さんに役立つ情報を提供することである。広報紙発行事業の一環である企画編集業務については、区民の皆さんに親しみを持って読んでいただける広報紙を目指し、企画や編集に関するノウハウや専門性をもつ事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により請負業の選定を行った。

株式会社140Bは、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区総務課情報発信戦略担当（電話番号06-6532-9989）

随意契約理由書

1 案件名称

「文化・芸術の持つ創造性を活かしたまちづくり事業」企画・運営業務

2 契約の相手方

長谷工コミュニティ・E-DESIGNプラットフォームグループ

3 随意契約理由

文化・芸術の持つ創造性を活かしたまちづくり事業は、文化施設を拠点として活動するアーティストやクリエイターなど創造的な人材と、区民や地域団体、ものづくり企業等の連携によるネットワークを構築し、西区の文化、芸術、歴史を身近に「感じる・ふれる」ことができる機会を創出することにより、文化の香りただようまちの実現を目的としている。

「文化・芸術の持つ創造性を活かしたまちづくり」プロジェクトにかかるラウンドテーブル（文化・芸術創造型ラウンドテーブル及び産業創造型ラウンドテーブル）の設置及び運営業務、事例及び現況調査の実施、文化・芸術の持つ創造性を活かしたまちづくり事業の企画・実施、区事業へのデザインの視点での支援、区内の文化施設やアートイベント等との連携策の提案・調整業務を委託するため提案内容や能力、経験が重要となる性質の事業であることから公募型企画競争方式により、請負業者の選定を行った。

長谷工コミュニティ・E-DESIGNプラットフォームグループは、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区総務課情報発信戦略担当（電話番号 06-6532-9944）